

別表第1(第2条、第6条関係)

区分	違反の事実	処分の要件	処分の内容
1 指定要件違反(条例第8条の13第1項第1号)	(1) 営業所ごとに責任技術者を置かないとき。	相当の期間を定め、当該期間内に休止届又は廃止届を提出するよう指導したにもかかわらず、これに従わなかった場合	指定の取消し
	(2) 規則で定める機械器具を有しなくなったとき。	相当の期間を定め、当該期間内に欠けている機械器具を備え付けるよう指導したにもかかわらず、これに従わなかった場合	指定の取消し
	(3) 愛知県内に営業所を有しなくなったとき	相当の期間を定め、当該期間内に廃止届を提出するよう指導したにもかかわらず、これに従わなかった場合	指定の取消し
	(4) 精神の機能の障がいにより排水設備等の新設等の工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者(個人の場合に限る。)	相当の期間を定め、当該期間内に廃止届を提出するよう指導したにもかかわらず、これに従わなかった場合	指定の取消し
	(5) 指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	左記の事実があった場合	指定の取消し
	(6) 業務に関し、不正又は不誠実な行為をしたとき。	左記の事実があった場合で、特に悪質であると市長が認める場合	指定の取消し
		左記の事実があった場合(上記以外)	指定の停止
(7) 法人であって、その役員が、条例第8条の3第1項第4号に該当したとき。	相当の期間を定め、当該期間内に各項目について改善をするよう指導したにもかかわらず、これに従わなかった場合。	指定の取消し	
2 責任技術者専属義務違反(条例第8条の13第1項第2号)	(1) 専属されるべき責任技術者が2以上の営業所において登録されているとき。	相当の期間を定め、当該期間内に2以上の営業所での登録を解消するよう指導したにもかかわらず、これに従わなかった場合	指定の停止
3 届出義務違反(第8条の13第1項第4)	(1) 営業所の名称、所在地等の変更届を提出しないとき、又は虚偽の届出をしたとき。	相当の期間を定め、当該期間内に営業所の名称、所在地等の変更届を提出するよう指導したにもかかわらず、これに従わなかった場合	指定の取消し

号)		又は虚偽の届出をした場合	
	(2) 廃止届、休止届若しくは再開届を届出しないとき、又は虚偽の届出をしたとき。	相当の期間を定め、当該期間内に廃止届、休止届若しくは再開届を提出するよう指導したにもかかわらず、これに従わなかった場合又は虚偽の届出をした場合	指定の取消し
4 排水設備の設置基準違反（条例第8条の13第1項第3号）	(1) 汚水を排除すべき排水設備にあっては公共ます等で汚水を排除すべきものに、雨水を排除すべき排水設備にあっては、公共ます等で雨水を排水すべきものに固着させないで工事を施行したとき。	相当の期間を定め改善の指導をしたにもかかわらず、これに従わなかった場合	指定の停止
	(2) 市長の確認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施行したとき。	相当の期間を定め、当該期間内に工法等に適合させるよう指導したにもかかわらず、これに従わなかった場合	指定の停止
	(3) 大府市下水道条例施行規則（昭和63年大府市規則第22号）に規定する基準に適合しない排水設備を設置したとき。	相当の期間を定め、当該期間内に基準に適合させるよう指導したにもかかわらず、これに従わなかった場合	指定の停止
	(4) 排水管及び排水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき。	相当の期間を定め、当該期間内に適正な機械器具を備え付け使用するよう指導したにもかかわらず、これに従わなかった場合	指定の停止
5 工事施行に関する義務違反（条例第8条の13第1項第5号）	(1) 排水設備の検査の際、市長の求めに対し、正当な理由なく責任技術者を検査に立ち会わせないとき。	相当の期間を定め、当該期間内に責任技術者を検査に立ち会わせるよう指導したにもかかわらず、これに従わなかった場合	指定の停止
	(2) 適正な排水設備工事の施行の確認に関する報告若しくは資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。	相当の期間を定め、当該期間内に誠実に報告及び資料を提出するよう指導したにもかかわらず、これに従わなかった場合	指定の停止
	(3) 施行した排水設備工事が下水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれ大きいとき。	相当の期間を定め、当該期間内に機能回復するよう指導したにもかかわらず、これに従わなかった場合	指定の停止
6 不正申請（条例第8条の13第1項第6号）	(1) 不正の手段により指定工事店としての指定を受けたとき。	左記の事実があった場合	指定の取消し

号)			
----	--	--	--

別表第2 (第2条関係)

区分	違反の事実	単位	処分基準点数
1 指定要件違反(条例第8条の13第1項第1号)	(1) 業務に関し、不正又は不誠実な行為をしたとき。	1回につき	7点～9点
	①無断接続等をしたとき。	1回につき	4点
	②道路占用許可又は道路使用許可を受けずに工事を施行したとき。	1回につき	7点～9点
	③工事の施行上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき。	1回につき	7点～9点
	④工事の施行上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、又は被害を与えたとき。	1回につき	7点～9点
2 責任技術者専属義務違反(条例第8条の13第1項第2号)	(1) 専属されるべき責任技術者が2以上の営業所において登録されているとき。	1回につき	5点～6点
	⑤その他の違反行為をしたとき。 ア 市長の承認を受けずに工事を施行したとき。 イ 工事完了後、市長の工事検査を受けなかったとき。	1回につき 1回につき	7点～9点 5点～6点
4 排水設備の設置基準違反(条例第8条の13第1項第3号)	(1) 汚水を排除すべき排水設備にあつては公共ます等で汚水を排除すべきものに、雨水を排除すべき排水設備にあつては、公共ます等で雨水を排水すべきものに固着させないで工事を施行したとき。	1回につき	4点
	(2) 市長の確認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施行したとき。	1回につき	5点～6点
	(3) 大府市下水道条例施行規則に規定する基準に適合しない排水設備を設置したとき。	1回につき	5点～6点
	(4) 排水管及び排水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき。	1回につき	4点
5 工事施行に関する義務違反(条例	(1) 排水設備の検査の際、市長の求めに対し、正当な理由なく責任技術者を検査に立ち合わせないとき。	1回につき	5点～6点

第 8 条の 1 3 第 1 項第 5 号)	(2) 適正な排水設備工事の施行の確認に 関する報告若しくは資料の提出の求め に対し、正当な理由なくこれに応じず、 又は虚偽の報告若しくは資料の提出を したとき。	1 回につき	5 点～6 点
	(3) 施行した排水設備工事が下水道施設 の機能に障害を与え、又は与えるおそれ が大きいとき。	1 回につき	5 点～6 点

別表第 3 (第 2 条関係)

処分点数	処分の内容
1 点以上 4 点以下	3 0 日間の指定の停止
5 点	6 0 日間の指定の停止
6 点	9 0 日間の指定の停止
7 点	1 2 0 日間の指定の停止
8 点	1 5 0 日間の指定の停止
9 点	1 8 0 日間の指定の停止

備考 地域貢献度を考慮し、処分点数から 1 点～3 点を減点することができる。

別表第 4 (第 2 条関係)

違反の事実	処分の内容 (過料)	関係法令条文
排水設備等の計画の確認を受けないで排水設備等 の新設等を行った者	2 万円又は 3 万円	条例第 2 6 条第 1 号
完了届を 5 日以内に提出しなかった者	1 万円	条例第 2 6 条第 2 号
偽りその他不正な手段により責任技術者の登録を 受けた者	4 万円又は 5 万円	条例第 2 6 条第 4 号
占用行為の許可を受けないで排水設備等の新設等 を行った者	2 万円又は 3 万円	条例第 2 6 条第 9 号
占用行為で原状回復に関する指示に従わなかった 者	2 万円又は 3 万円	条例第 2 6 条第 1 0 号
各種排水設備に関する手続きで不実の記載のある ものを提出した者	4 万円又は 5 万円	条例第 2 6 条第 1 1 号